4.2　国際返信切手券業務。国際返信切手券は、すべての加盟国において引き換えることができる。ただし、その販売は、任意とする。

4.3　書留通常郵便物、配達記録通常郵便物、小包及び保険付郵便物の受取通知。すべての加盟国又はその指定された事業体は、自国あてのこれらの郵便物の受取通知を受理する。ただし、自国から発送するこれらの郵便物の受取通知に係る業務の提供は、任意とする。

5　1から4までの業務及びこれらの業務に係る料金については、この条約の施行規則に定める。

6　指定された事業体は、内国制度において次の業務について特別料金を徴収する場合には、この条約の施行規則に定める条件に従い、国際郵便物について、内国制度における料金と同額の料金を徴収することができる。

6.1　重量五百グラムを超える小形包装物についての配達

6.2　通常郵便物の締切時刻後の差出し

6.3　郵便物の窓口通常取扱時間外の差出し

6.4　差出人の住所からの取集

6.5　通常郵便物の窓口通常取扱時間外の交付

6.6　留置

6.7　重量五百グラムを超える通常郵便物の保管及び小包郵便物の保管

6.8　到着通知書への回答としての小包の配達

6.9　不可抗力による危険に対する負担

第十四条　電子郵便業務、ＥＭＳ業務、統合された物流管理業務及び新規業務

1　加盟国又は指定された事業体は、相互間でこの条約の施行規則に定める次の業務に参加することを取り決めることができる。

1.1　情報の電子的送信による業務である電子郵便業務。指定された事業体は、書留電子郵便を提供することにより、電子郵便業務を強化することができる。書留電子郵便は、差出しについての証明、配達についての証明及び認証された利用者の間の安全な通信手段を提供することにより、電子郵便業務を補完する。

1.2　書類及び物品用の郵便急送業務であり、かつ、物理的手段による郵便業務のうち最も迅速なものであるＥＭＳ業務。この業務は、ＥＭＳ標準に関する多数国間の取決め又は二国間の合意に基づき提供することができる。

1.3　利用者の物流管理に関する要求に十分応じ、かつ、物品及び書類の物理的な送達の前後の段階を含む統合された物流管理業務

1.4　一又は二以上の当事者に関係する事実及び受け付けた日時を特定の様式で電子的に証拠となる方法により証明する電子郵便認証

2　加盟国又は指定された事業体は、合意により、連合の文書に明文の定めのない新規業務を創設することができる。新規業務に関する料金は、関係する指定された事業体が当該新規業務の運用に係る費用を参酌して定める。

第十五条　引き受けられない郵便物及び禁制

1　総則

1.1　この条約及びその施行規則に定める条件を満たさない郵便物は、引き受けない。詐欺行為を意図して又は支払うべき料金を故意に支払うことなく差し出された郵便物は、引き受けない。

1.2　この条に規定する禁制の例外は、この条約の施行規則に定める。

1.3　すべての加盟国又はその指定された事業体は、この条に規定する禁制の範囲を拡大することができるものとし、また、適切な通報類集にその禁制を記載した後、直ちに適用することができる。

2　いずれの種類の郵便物にも入れてはならないもの

2.1　次の物品は、いずれの種類の郵便物にも入れてはならない。

2.1.1　国際麻薬統制委員会が定める麻薬及び向精神薬並びに名あて国において禁止されているその他の不正な薬物

2.1.2　わいせつな又は不道徳な物品

2.1.3　偽造又は海賊版の物品

2.1.4　名あて国において輸入又は流布が禁止されているその他の物品

2.1.5　その性質上又はその包装のために、取扱者若しくは一般公衆に危害を及ぼし、又は他の郵便物、郵便設備若しくは第三者の所有する財産を汚染し、若しくは損傷するおそれのある物品

2.1.6　私的性質を有する書類であって、その差出人及び受取人（これらの者の同居人を含む。）以外の者の間で交換されるもの

3　爆発性又は発火性の物質、放射性物質及び危険物

3.1　爆発性又は発火性の物質その他危険物及び放射性物質は、いずれの種類の郵便物にも入れてはならない。

3.2　不活性の爆発装置及び不活性の軍用の弾薬（不活性の擲弾（てき）、砲弾等を含む。）並びにこれらの模造品は、いずれの種類の郵便物にも入れてはならない。

3.3　次の危険物は、例外的に引き受ける。

3.3.1　次条1に規定する放射性物質であって通常郵便物又は小包郵便物により差し出されるもの

3.3.2　次条2に規定する伝染性物質であって通常郵便物又は小包郵便物により差し出されるもの

4　生きた動物

4.1　生きた動物は、いずれの種類の郵便物にも入れてはならない。

4.2　次の動物は、例外的に、保険付郵便物を除く通常郵便物に入れることができる。

4.2.1　みつばち、水ひる及び蚕